

# 大和平野土地改良事業管理費補助金交付要綱

昭和 56 年 3 月 10 日  
最終改正 令和 8 年 4 月 1 日

## 第 1 条 趣旨

知事は、大和平野土地改良事業により造成された施設（幹線水路等）は、その管理が広範・多岐にわたり、また、農業生産面での役割だけでなく、水資源の涵養や防火用水、或いは生態系保全、景観形成などの多面的機能を有し、高い公共性を有していることから、適正な維持管理及び円滑な通水管理を行うため、大和平野土地改良区に対し、その管理に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成 8 年 6 月奈良県規則第 8 号。以下「規則」という）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

## 第 2 条 補助の対象となる事業

補助金の交付の対象となるのは、国営十津川・紀の川土地改良事業及び国営大和平野土地改良事業に関する協定書（昭和 56 年 3 月 31 日締結）に規定された国営幹線水路及び県営幹線水路、並びに土地改良法第五十七条の十一に定める連携管理保全計画（以下「水土里ビジョン」という）に位置づけられた団体営水路に関する管理事業とする。

## 第 3 条 補助対象経費及び補助率

補助の対象となる経費及び補助率は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助率
国営十津川・紀の川土地改良事業及び国営大和平野土地改良事業に関する協定書（昭和 56 年 3 月 31 日締結）に規定された国営・県営幹線水路の施設管理及び通水管理に要する直接経費	当該費用の 100 分の 50 以内
水土里ビジョンに位置づけられた団体営水路の施設管理に要する直接経費	当該費用の 100 分の 25 以内
水土里ビジョンに位置付けられた団体営水路の施設整備補修に要する直接経費	当該費用の 100 分の 50 以内

## 第 4 条 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 管理計画書（第 2 号様式）
- (2) 収支予算書（第 3 号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

## 第5条 補助の指令等

知事は、前条の規定による補助金交付申請書類を受理した場合において、審査の上適当と認めた場合は、補助金の交付を決定しその申請者に対し、補助を指令するものとする。

- 2 規則第7条第1項の規定により補助金の交付を申請した者が申請を取り下げできる期日は、補助の指令の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。
- 3 事業の着手は、原則として、県からの補助の指令を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、補助の指令の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（第4号様式）をあらかじめ知事に提出するものとする。

## 第6条 事業変更の承認

補助の指令を受けた者は、当該指令について次に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ変更申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業費の変更
- (2) 補助事業の経費である管理費及び事務費の相互間における経費の流用で、流用先の経費の20パーセントを超える増減

## 第7条 補助金の概算払

知事は、補助を指令した場合において、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

- 2 前項の規定により概算払を受けようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。
  - (1) 補助金交付請求書（第6号様式）
  - (2) その他知事が必要と認める書類

## 第8条 状況報告

補助の指令を受けた者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、遂行状況報告書（第7号様式）を作成し知事に提出しなければならない。

## 第9条 事業完了の届出

補助の指令を受けた者は、補助事業が完了したときは、遅滞なく、当該補助事業の完了した日から30日以内又は補助事業の完了日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、完了届（第8号様式）に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 管理成績書（第2号様式）
  - (2) 出来高額内訳書（第9-1号様式）
  - (3) 収支精算書（第9-2号様式）
  - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 第4条第2項ただし書きに規定する場合に該当し、補助金の交付の申請をした者は、前項の事業完了届を提出するに当たって当該補助金にかかる消費税等仕入控除額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
  - 3 第4条第2項ただし書きに規定する場合に該当し、補助金の交付の申請をした者は、第1項の事業完了届を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（第10号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

## 第10条 完了検査

知事は、前条の規定により完了届を受理した時は、当該事業について完了検査を行い、補助の指令の内容及び条件に適合していないときは、これに適合させるよう指示することができる。

## 第11条 補助金の交付

知事は、前条の規定による検査の結果適当と認め、額を確定したときは、補助の指令を受けた者から提出された補助金交付請求書（第6号様式）により補助金

を交付するものとする。この場合において第7条第1項の規定により補助金の概算払をしたときは、当該補助金について、精算するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

#### 第12条 書類の保存

補助の指令を受けた者は、補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了後5年間これを保存しなければならない。

#### 第13条 財産の処分、管理等

規則第20条に規定する知事の承認とは、土地改良事業等財産処分承認申請書（第11号様式）を知事に提出し承認を受けるものとする。

- 2 規則第20条に規定する知事が別に定める期間とは農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定められている処分の制限を受ける期間に相当する期間とする。
- 3 規則第20条第2号及び3号により知事が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

#### 附 則

- (1) この要綱は、昭和56年3月10日から施行する。
- (2) この要綱は、昭和54年度事業にも適用する。

#### 附 則

- (1) この要綱は、昭和56年7月20日から施行し、昭和56年度事業から適用する。

#### 附 則

- (1) この要綱は、平成9年4月1日から施行し、改正後の要綱は平成9年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

- (1) この要綱は、平成15年3月1日から施行し、改正後の要綱は平成14年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

- (1) この要綱は、平成16年3月1日から施行し、改正後の要綱は平成15年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

- (1) この要綱は、平成17年4月1日から施行し、改正後の要綱は平成17年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

- (1) この要綱は、令和4年1月13日から施行し、改正後の要綱は令和3年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

- (1) この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の要綱は令和4年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

- (1) この要綱は、令和5年4月1日から施行し、改正後の要綱は令和5年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

- (1) この要綱は、令和7年10月1日から施行し、改正後の要綱は令和7年度分の補助金から適用する。

附 則

- (1) この要綱は、令和8年4月1日から施行し、改正後の要綱は令和8年度分の補助金から適用する。